

平成16年7月23日付

総合科学技術会議「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」
(最終報告書)に対する意見

2005年1月21日

日 本 弁 護 士 連 合 会

2004（平成16）年7月23日、総合科学技術会議は、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」（以下、「最終報告書」という）をとりまとめ、従前の方針を大きく転換して、研究目的でのヒト胚の作成、利用を認容し、その規制はガイドラインにより行うとの結論を明らかにした。

当連合会は、最終報告書に反対せざるをえず、国（厚生労働省、文部科学省）に対し、下記のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 国は、最終報告書によって結論がでたものとして、拙速に、ガイドライン規制下で、研究目的での「ヒト受精胚」、「人クローン胚」の作成や利用を容認する施策を進めるべきではない。
- 2 国は、「ヒト受精胚」、「人クローン胚」を含む「ヒト胚」の作成・利用の可否について、ガイドラインではなく、基本原則に関する法律によって規制すべきである。
- 3 国は、前記記載の法律を制定するにあたり、生殖医療の実施状況や卵及び「余剰胚」の提供のされ方について早急に実態調査を行い、市民参加型の独立した行政機関を設置し、社会的合意の形成に努めるべきである。
- 4 国は、患者の権利法および被験者保護法を早急に制定すべきである。

第2 意見書作成の経緯と概要

- 1 当連合会は、これまで医療現場における医師と患者の関係、生殖補助医療技術のあり方などについての調査研究、提言を続けてきた。

1992（平成4）年11月に開催された人権擁護大会においては、「患者の権利の確立に関する宣言」を採択し、患者の権利の中核をなすインフォームド・コンセント原則、カルテの閲覧・謄写権、患者の権利擁護システムなどを含む患者の権利法の制定の必要性を確認した。

2003（平成15）年10月に開催された人権擁護大会においては、「人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究のルール策定を求める決議」を採択し、社会各層における意見を十分に踏まえ、人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究の許容範囲を法律によって定めること、人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究が適正になされるよう、市民参加型の独立した行政機関を設け社会的合意形成に努めること、

患者の権利を保障する法律を制定し、それら患者の権利を基礎とし、医科学研究の特性を踏まえた被験者の権利を保障する法律を制定すること、などを確認した。

2. 2001（平成13）年8月、内閣府に設置された総合科学技術会議生命倫理専門調査会は、審議を重ね、2003（平成15）年12月、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」（中間報告書）以下、「中間報告書」という。）を発表した。

中間報告書では、「ヒト受精胚」、「人クローン胚などの特定胚」「胚の取り扱いの制度的枠組み」などの論点について賛成意見・反対意見が単純に要約され、両論が併記されるにとどまっている部分が極めて多く、中間報告書自身が認めているとおり、中間報告書の公表は、議論の出発点にすぎなかった。

当連合会は、2004（平成16）年2月、この中間報告書の種々の問題点を指摘するとともに、とくに、生命倫理調査会での議論を社会全体に公開し、社会がこの問題について関心を持てるよう特段の配慮をしつつ、慎重かつ真摯に議論を行って社会的合意の形成に寄与するよう意見を述べたところである。

3. ところが、この中間報告書が公表されてから半年しか経ていない2004（平成16）年6月23日、生命倫理専門調査会で、これまでの方針を大きく転換し、研究目的でのヒト胚の作成を容認する会長案が示され、通例の全員一致方式ではなく、突然、異例の多数決を行い、賛成10名、反対5名（委員総数21名）の採決をもって、今回の最終報告書がまとめられたのである。

この最終報告書は、「ヒト受精胚」や「人クローン胚」の倫理的位置づけが曖昧であり、委員5名から最終報告書とりまとめ方や内容に対する反対意見が公にされるなど「ヒト受精胚」や「人クローン胚」の作成・利用の是非や許される例外的基準も十分議論が尽されたものではない。総合科学技術会議は、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的政策などを調査審議するために設置された機関であり、いわば研究開発を推進する立場にある機関である。最終報告書は推進する機関が「ヒト受精胚」や「人クローン胚」の作成・利用の是非や許される例外的基準を含む「ヒト胚」の取扱いを審議し、「社会規範」を示すことには限界があることを露呈した。

そこで、当連合会は、上記の人権擁護大会の宣言や決議、並びに「中間報告書に対する意見」に沿って、意見の趣旨記載のとおり意見を述べる。

第3 最終報告書の基本的問題点と批判的検討

1. ガイドライン規制下で、研究目的での「ヒト受精胚」、「人クローン胚」の作成や利用を容認する施策を進めるべきでない。

最終報告書は、ガイドライン規制下で、条件を整えば、研究目的で（つまり、当初から利用し消費することを目的として。以下同じ）「ヒト受精胚」並びに「人クローン胚」の作成・利用が可能であるとしている。

しかしながら、そもそも、生命倫理専門調査会は、これまで「研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」（最終報告書1頁）を原則としてきたのであって、その原則を180度転換させるためには、科学的かつ倫理的な十分な説明が必要である。しかるに最終報告書では、以下に指摘するとおり、「ヒト受精胚」や「人クローン胚」の法的・倫理的な位置付けが曖昧であり、かつ研究目的での「ヒト受精胚」や「人クローン胚」作成・利用の是非についての科学的かつ倫理的な論証は極めて不十分である。よって、ガイドライン規制下で、研究目的での「ヒト受精胚」や「人クローン胚」の作成や利用を容認する施策を進めるべきでない。

以下、具体的に述べる。

(1) 「ヒト受精胚」の位置付けが問題である

最終報告書は、「ヒト受精胚の法的な位置付けを明文上定め、その尊重を規定する法規範は存在せず、これに『人』としての地位を与える規定もないが、民法、刑法等の解釈上、人に由来する細胞として、通常の『物』とは異なった扱いがなされていると考えられている。」（4頁）と述べる。

民法、刑法等制定当時には、体外受精技術は存在しなかったため、独立した主体ないしは客体として「ヒト受精胚」を觀念することはなかったものであり、それゆえ、これらに関する明文規定はない。しかしながら、体外授精技術が発達した現在、かかる現状・実態に法律が追いついていないのであり、明文の規定や法規範がないことをもって、「ヒト受精胚」を「通常の『物』とは異なった扱いがなされ」る程度に考えることは問題である。

「ヒト受精胚」は胎児、人と成長していく連続的な生命体であり、人間の尊厳と直結している生命体である。この点に十分留意して、「ヒト受精胚」の法的・倫理的な位置付けが議論がなされなければならない。

また、最終報告書は、「人工妊娠中絶が行われ...余剰胚等の一部の受精胚を廃棄せざるを得ない現在の社会実態」を根拠に、「ヒト受精胚を『人』と同等に扱うべきではない」（5頁）という結論を導いている。し

かしながら、かかる社会実態があるとしても、そのような実態があることと、「ヒト受精胚」の法的・倫理的位置づけは別問題である。

(2) 幸福追求権を根拠に「ヒト受精胚」を損なう取り扱いを認めるという考えは問題である

最終報告書は、「ヒト受精胚」尊重の原則を揚げながら、幸福追求の要請を根拠として、一定の条件を満たす場合には、「ヒト受精胚」を損なう取扱いが例外的に認められると述べる（6頁）。

しかし、「ヒト受精胚」を損なう取扱いは、「ヒト受精胚」が胎児、人と成長していく連続的な生命体であるという本質に照せば、人間の尊厳に反する可能性がある。

人間の尊厳は、憲法、国際人権自由権規約上（同規約前文は「これらの権利が人間の固有の尊厳に由来する」と明記している）、あらゆる人権の淵源として明確に位置付けられねばならない。またドイツ基本法の場合、およそ侵害することの許されない人間の尊厳は、制約が可能な各人権（幸福追求権を含む）の上位概念であり、制約が可能な各人権の源として捉えられており、人間の尊厳と幸福追求権は対等に位置づけられない。わが国においても、クローン技術規制法が、各人の存在は独自で1回きりのものであり、人類とそれ以外の動物とは截然と区別されていなければならない、という前提で制定されたことは、人間の尊厳が幸福追求権など各人権の上位概念となるべきものであることを示している。

一般的に「人の健康と福祉に関する幸福追求の権利」が認められることは当然としても、これを人間の尊厳と同位概念として、「ヒト受精胚を損なう取り扱い」を許容する根拠としているのは問題であるといわなければならない。

しかも、例えば生殖補助医療に関する研究目的で「ヒト受精胚」を作成・利用することが真に人々の幸福追求に資することになるのか否か、上記の点に加え、その成功率や患者の経済的、肉体的、心理的負担等々も総合的に考えれば大きな疑問がある。

(3) 研究目的で「ヒト受精胚」の作成・利用を認める根拠が希薄である

最終報告書は、生殖補助医療研究目的のためであれば「ヒト受精胚」を作成することも許されると述べる（6頁以降）。しかし、その是非や許される条件等についての検討は極めて不十分であり、単に結論を述べたに過ぎず、上記1(2)や下記3(3)で指摘する事実も踏まえれば研究目的で

の作成を認めるに足る根拠は十分示されていない。

(4) 「人クローン胚」の位置付けが問題である

最終報告書は、「人クローン胚」について、『人の生命の萌芽』として「ヒト受精胚」と倫理的に同様に位置付ける(10頁)。しかしながらこの倫理的な位置付けは問題である。

「人クローン胚」は、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」で作成を禁止されているクローン人間の前段階である。また、「ヒト受精胚」とは異なり、人為的な生命操作によって自然界ではありえない無性生殖によって生み出されるのである。このような「人クローン胚」を、そもそも再生医学等の研究対象として有効だからという理由だけで作成して良いとするのは早計に過ぎ、安全性の問題や「クローン人間」作成の危険などむしろ取り返しのつかない危険性を内包していることを十分に踏まえて、「人クローン胚」は位置づけられなくてはならない。

(5) 「人クローン胚」の作成・利用を認める根拠が希薄である

先に述べたとおり、自然界でも生じる「ヒト受精胚」と核移植および核の初期化を人為的に操作して作成される「人クローン胚」とでは生物学的性質の相違に加えて、生命倫理とくに人の生殖倫理の基本においても隔絶した相違が存するのであって、「人クローン胚」の作成・利用については、「ヒト受精胚」を作成・利用する場合とは比較にならない慎重な検討が必要である。それ故「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」制定を受けて平成13年作られた特定胚指針では、ヒトクローン胚作成が禁止されていたのである。今、拙速にこの方針を転換させる理由に乏しい。

最終報告書は、人クローン胚がヒト受精胚と倫理的に同様に位置付けられるとし、「人クローン胚の研究目的での作成・利用については原則認められないが、人々の健康と福祉に関する幸福追求という基本的人権に基づく要請に応えるための研究における作成・利用は、そのような期待が十分な科学的合理性に基づくものであり、かつ社会的に妥当であることを条件に、例外的に認められ得る」と結論付けている(12頁)。最終報告書における「人クローン胚」作成容認の理由づけは、結局、ES細胞活用を前提とする再生医療への期待に尽きている。それは、パーキンソン病等の治療に対する期待がある一方で、ヒトES細胞は、分化のさせ方に関する研究が進めば、将来、神経、皮膚、骨などのあらゆる組織を作成でき、それ

以上に臓器までも作り出せるのではないかと期待され、「人クローン胚」のES細胞では同じ遺伝子を持つ細胞故に、拒絶反応のない組織や臓器を作ることができるのではないかと、それらが成功すれば移植医療は劇的に変化し、生殖医療、遺伝子関係医療と一体となったオーダーメイドの医療が実現するのではないかという期待もある。しかし、「人クローン胚」を使って果して人体のあらゆる組織が作られるのか否かにつき疑問も出されており、ES細胞を活用しようとする再生医療が将来医学上の有効な治療手段として確立するか否か現状では必ずしも明らかでない。又、その安全性についても懸念されており、人間の尊厳にかかわる事柄を、安易にこれらの新技術に伴うビジネスに結びつけることの是非も慎重に検討されねばならない。

最終報告書では、ES細胞作成のために新たに「ヒト受精胚」を作成することは原則認められないと述べながら、例外的に「人クローン胚」の作成・利用を認めると述べる。しかし、いかなる基準で「人クローン胚」作成・利用の例外的取扱いを認める「科学的合理性」があると判断するのか、そもそも例外的とはいえ「人クローン胚」を作る医学的理由はどこにあるのか、さらには、社会的妥当性は認められるのかなどの疑問点は解決されておらず、「人クローン胚」の本質を見据えた合理的な説明が全くなされていない。

しかも、最終報告書は、「科学的合理性に基づく期待」を、誰れが、どのように認定するのかについては曖昧な表現にとどまっている。「社会的妥当性」については、根治療法のない疾患などに治療法を提供し得る場合、即ち医療現場のニーズがあることをもって肯定できると述べているが（13頁）、現状における社会的理解および合意形成の必要性を無視しているといわなければならない。

2. 「ヒト胚」の取扱いに関する基本的原則についての立法の必要性

最終報告書は、「ヒト受精胚」の作成・利用につき「国としての規制が必要である」（9頁）と述べつつ、「ヒト胚をどのように扱うかは、個々人の倫理観や生命観を反映して、国民の意識も多様であり、今すぐ強制力を有する法制度として整備するのは容易ではない」（17頁）などとして、当面はガイドラインで規制することが相当であると述べている。

しかし、かような考え方は以下の点に鑑みても極めて問題であり、「ヒト胚」の作成・利用の可否については、基本原則に関する法律によって規制すべきであ

る。

(1) 現在、医療の現場では、不妊治療では使われなくなった受精卵・胚を再生医学の研究者が自由に利用・処分することの妥当性が議論され始めている。このような状況の下で、人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究の分野において、学問の自由や医療の必要性、産業界の要請の名のもとに、基本原則についての法的規制もないまま行政上のガイドラインによって進められるなら、「ヒト受精胚」の作成・利用につき、医学や産業の現場の見地から進められ市民の視点による歯止めが利かないおそれが大であり、ひいては人間の尊厳自体がおかされかねない。

(2) 人間の尊厳にかかわり、かつ種々の課題が提起されている先端医療・医科学研究においては、どの範囲で研究が許されるかなどの基本原則は法律で定められるべきであり、しかも草案作成等立案段階から社会各層の多種多様な意見を反映させる必要がある。

フランス、ドイツ、カナダ、ベルギー、イギリスなど19余カ国では、「生命倫理法」などの基本法を定め、「ヒト胚」の取扱いを法で規制していることも、その必要性を如実に示している。

(3) 国は、今後、この最終報告書を議論の出発点として、「ヒト受精胚」、「人クローン胚」を含む「ヒト胚」の取扱いについて、社会的合意を形成するためにあらゆる努力を傾注すべきである。その上で、仮に社会的合意が形成された場合には、その作成・利用の可否についてガイドラインではなく、立法によって基本的原則を明らかにすべきである。

3. 生殖医療の実態調査の必要性と市民参加型行政機関設置の必要性

(1) 「ヒト胚」を利用する生殖補助医療研究を含め医科学技術の研究の是非・許容範囲は、日本の医療現場の状況を前提に定められるべきものである。

(2) 先に述べた2003年10月の人権擁護大会に先立ち、当連合会が行ったアンケート調査によれば、生殖補助医療を実施する現場において、インフォームド・コンセント等が十分には保障されず、胚の管理に関しても極めて不明瞭な状況にあることが明らかになった。

(3) 最終報告書は、医療・研究現場での要求により、生殖補助医療研究目的での「ヒト受精胚」の作成、「人クローン胚」の作成を容認する結論を導いている。しかしながら、生命倫理調査会はこれらの生殖補助医療・研究の実態を調査しておらず、したがって、現在すでに容認されている余剰

胚を利用するだけでは生殖補助医療研究に不足があるのか、何故不足するのか、どれだけ不足するのか、という点について何らの具体的検証もなされていない。生殖補助医療・研究の現場で、どのような患者、被験者の人権などに関わる倫理的問題が生じているのかについても、具体的に検証されていない。

- (4) 国は、まず、現在の我が国での生殖医療の実施状況や卵・受精卵、余剰胚の提供のされ方など生殖補助医療・研究の実態について早急に実態調査を行い、十分に検証した上で、それを広く社会に情報提供して、「ヒト受精胚」、「人クローン胚」の作成等の是非や法的・倫理的位置づけについての議論を始めるべきである。

旧科学技術庁が2000年3月に実施した一般人の意識調査結果によると、受精卵研究についての考え方として、「自由に利用して構わない」は2.5%に過ぎず、「厳しい条件の下ならいい」が40.5%、「認められない」が21.2%、「分らない」が30.8%という回答状況であった。また、受精から誕生までの何時の時点から人として絶対に侵してはならない存在と考えるかとの問いに対しては、「受精の瞬間から」が30%、「人間の形が作られ始める時点（受精後14日くらい）」が17%、「母体外でも生存が可能になる時点（妊娠22週以降）から」が15%、「出産の瞬間から」が8%、「分らない」が29%という回答状況であった。一般人の意識は、ヒト胚研究については「人受精胚」や「人クローン胚」の作成・利用等につき、いまだ慎重な態度をとっているとみるべきである。

- (5) 人間の生命の始まりと終わり、すなわち人間の生と死の概念は、人間すなわち人権の担い手の概念に直接関係するが故に、法秩序、社会秩序の根幹をなすものであり、これらに関する立法およびその改廃については社会的理解および合意が必要・不可欠である。しかし、「人クローン胚」の作成・利用については、いまだ社会的理解や合意は形成されていないというべきである。

- (6) そもそも、前記のとおり生命倫理専門調査会は総合科学技術会議に属しており、いわば総合的、計画的な科学技術を推進する立場に立つ総合科学技術会議が、推進とは独立して別個に判断されるべき生命倫理の枠組みや法制化を議論するのはやはり無理がある。総合科学技術会議にこの判断を委ねることは妥当でなく、少なくとも生命倫理に関して、総合科学技術会議から独立した組織が必要である。

(7) よって、市民に対して十分な情報を提供し、社会的合意の形成に寄与する市民参加型の独立した行政機関を設置する必要がある。この機関は、研究の意義や危険性、研究現場の実態を調査し、その情報を社会に提供して、社会的合意形成を図るための事務局的機能を担うべきである。

4. 患者の権利法および被験者保護法制定の必要性

(1) 先端医療・医科学研究の前提として、「ヒト胚」の作成に必要な卵を提供することになる女性の権利の保障が不可欠である。

卵の提供は、その女性に身体的にも精神的にも大きな侵襲を伴う。生命の危険さえ伴う行為である。しかも、卵の提供者が不妊治療などの患者の立場にあるときには、なお自分の最低限の権利すら主張しがたいのが現在の医療現場の現状であろう。不妊治療の現場では、排卵促進剤の使用や採卵に伴う危険性、胚に含まれる遺伝情報の重要性や胚の管理について正確な説明がなされていないという現状もある。インフォームド・コンセントを欠いて排卵誘発剤が使用され、排卵誘発剤の副作用によって死亡や重篤な障害を残す例が頻発し、賠償責任が認められるケースも少なくない（広島高裁平成15年6月27日判決、秋田地裁平成14年3月15日判決、新潟地裁平成14年9月13日判決など）。

(2) それ故、「ヒト胚」の作成・利用の研究を進める前提として、自由な意思によるインフォームド・コンセントの徹底など、患者であり被験者の立場にある女性の権利の保障が必要不可欠であり、これは、最終報告書も自認するところである（9頁）。よって、先に述べた2003（平成15）年10月の人権擁護大会においても決議された、患者の権利の中核であるインフォームド・コンセント、カルテ開示等の診療情報開示請求、個人情報保護を含む患者の権利を保障する法律を制定するとともに、それらの患者の権利を基礎とし、人を対象とする医科学研究の特性を踏まえた被験者の権利を保障する法律の制定を急ぐ必要がある。

いわば山の頂にある、「ヒト受精胚」の作成・利用等に問題を絞るのではなく、山の裾野にある、生きた生身の人間・患者を対象として、卵を提供する女性など患者、被験者の保護を図る法律を制定し、患者、被験者の権利が保護される環境整備を行ったうえで、「ヒト胚」の問題が論じられねばならないのである。

(3) よって、国は、「ヒト胚」を利用する研究が実施される前提として、そ

のために卵を提供することになる患者や被験者の権利を保障するため、早急に、患者の権利法、被験者保護法を制定すべきである。

5 . 結語

以上、当連合会は冒頭の「意見の趣旨」に記載したとおりの意見を述べるものである。

以 上